

岩手医科大学薬学部履修試験規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 岩手医科大学薬学部（以下「本学部」という。）の科目履修及び試験並びに単位取得に関する事項については、岩手医科大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 授業科目等

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、学則別表に基づき本学部教育要項（シラバス）に定める。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目で構成する。

3 選択科目は、選択科目群の中から別に定める数の授業科目を選択履修するものとする。

(単位計算の基準)

第3条 本学部における各授業科目の単位数の計算基準は、次の各号による。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修登録)

第4条 授業科目を履修するためには、学期始めの指定する期日までに履修しようとする授業科目について、学部長に届け出なければならない。

2 履修届提出後の授業科目の変更は認めない。

3 必修科目については、履修科目を届け出る必要はない。

(再履修)

第5条 留年者は、当該学年において不合格となった必修科目及び選択科目を再履修しなければならない。この場合において、選択科目については、当該科目が属する選択科目群のうち他の科目に替えることができる。

2 留年者は、当該学年において既に単位を修得した必修科目（薬学専門科目のうち実習・演習科目及び教養教育科目を除く。）を再履修することができる。

3 第8条第8号に定める試験を不合格となった場合は、総合講義を再履修しなければならない。

(カリキュラムの変更)

第6条 カリキュラムの変更に伴い、留年者が当該学年において再履修すべき授業科目が廃止された場合は、課外もしくは休暇を利用して補習授業（再履修）を行い、当該学年の判定前までに試験を実施することとする。

第3章 試験

(試験科目等)

第7条 試験は、教育要項（シラバス）に定める授業科目について実施する。

2 前項のほか、第2学年から第4学年に単位認定試験、第4学年に共用試験、第5学年に実務実習試験、第6学年に総合試験、総合講義単位認定試験を実施する。

(試験の種類)

第8条 試験の種類及びその意義は、次のとおりとする。

(1) 定期試験 履修した授業科目（実務実習（病院、薬局）及び総合講義を除く。）について各学期末に行う試験をいう。

(2) 共用試験 第4学年に対して実施する試験（CBT、OSCE）をいう。

(3) 実務実習試験 第5学年の実務実習について実施する試験をいう。

- (4) 総合試験 第6学年の総合講義について実施する試験をいう。
- (5) 再試験 成績判定において不合格となった授業科目（実務実習（病院、薬局）及び総合講義を除く。）について改めて行う試験をいう。
- (6) 追試験 病気その他やむを得ない事情により定期試験又は再試験を受験することができなかった者に対し、当該事情が止んだ後に行う試験をいう。
- (7) 単位認定試験 第1学年から第3学年で履修すべき授業科目（受験資格喪失科目、実習科目を除く。）のうち、不合格となった授業科目に対して進級学年で実施する試験をいう。
- (8) 総合講義単位認定試験 第4号の総合試験が不合格となり留年した者に対して実施する試験をいう。

(試験方法)

第9条 試験は、筆答、口述、レポート提出又は実地試問等の中から、各授業科目担当責任者が適当と認めた方法により実施する。

2 前条第2号から第4号までの試験の方法は、別に定める。

(試験日程)

第10条 試験の日程については、次の各号のとおりとする。

- (1) 第8条第1号から第4号までの試験の日程等は、実施の2週間前までに発表する。
- (2) 第8条第5号の試験は、各学期の学業成績判定前までの期日で当該授業科目担当責任者が別に指定する日に実施する。
- (3) 第8条第6号の試験は、学業成績判定前までの期日で当該授業科目担当責任者が別に指定する日に実施する。
- (4) 第8条第7号の試験は、次のとおりとする。
 - ア 第1学年の不合格科目に対する当該試験は、第2学年において、原則として第1学年の者に行う再試験の期日と同期間で当該授業科目担当責任者が別に指定する日に実施する。
 - イ 第2学年の不合格科目に対する当該試験は、第3学年において、原則として第2学年の者に行う各学期の再試験の期日と同期間で当該授業科目担当責任者が別に指定する日に実施する。
 - ウ 第3学年の不合格科目に対する当該試験は、第4学年において、原則として第3学年の者に行う各学期の再試験の期日と同期間で当該授業科目担当責任者が別に指定する日に実施する。
- (5) 第8条第8号に定める試験は、第6学年の前期学業成績判定前までの期日で当該授業科目責任者が別に指定する日に実施する。

(受験資格)

第11条 各授業科目につき所定履修時間の3分の2以上聴講しなければ、試験を受験することができない。ただし、別に定めるやむを得ない事情によると認められる場合は、この限りでない。

2 第8条第7号及び第8号の試験を受験しようとする者は、当該授業科目担当責任者又は当該試験の統括者が指示する補習授業を受講しなければならない。

(受験手続)

第12条 次の各号に掲げる試験を受験しようとする者は、当該各号の書類を提出し、当該試験科目責任者（授業科目担当責任者）及び学部長の承認を得なければならない。

- (1) 第8条第5号の試験 再試験願（別紙様式1）
- (2) 第8条第6号の試験 追試験願（別紙様式2）及び理由書（病気の場合は医師の診断書、その他にあつてはやむを得ない事情を証明する書面）
- (3) 第8条第7号の試験 単位認定試験願（別紙様式3）

(4) 第8条第8号の試験 総合講義単位認定試験願(別紙様式4)

2 再試験料、単位認定試験及び総合講義単位認定試験は、1科目2,000円、追試験料は1科目500円とし、その都度前納しなければならない。

(罰則)

第13条 試験に関して不正行為があった場合は、学則第41条により懲戒する。

第4章 評価

(成績の評価)

第14条 各授業科目の成績の評価は、試験成績及び授業への出席状況等を総合的に勘案し、各授業科目担当責任者が行う。

2 各授業科目の成績の評価方法は、教育要項(シラバス)に明示する。

3 第8条第2号から第4号までの試験の成績の評価方法は、別に定める。

(授業科目の合否基準)

第15条 授業科目の合否基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 授業科目の評点は100点満点とし、60点以上を合格とする。

(2) 60点未満の授業科目がある場合には再試験を行い、60点以上を合格とする。

(3) 共用試験、実務実習試験の成績判定基準については、別に定める。

(学業成績の評価基準)

第16条 学則第12条において準用する同第9条の評価基準は、次表のとおりとし、学籍に記録する。

評価	評点	合否
A(優)	80点以上	合格
B(良)	80点未満～70点以上	
C(可)	70点未満～60点以上	
D(不可)	60点未満	不合格

2 再試験、単位認定試験及び総合講義単位認定試験で合格した場合の成績評点は、60点とする。

3 追試験の成績評価は、岩手医科大学学生の欠席の取扱いに関する規程(以下「欠席規程」という。)第4条の規定に基づき公欠とされた場合を除き、その評点から1割を減じるものとする。

4 第5条第2項に定める授業科目の成績評点は、単位を修得したときの成績と再履修による成績のうちいずれか良好なものをもってこれに充てる。

第5章 単位付与

(単位付与)

第17条 各授業科目において、前条の成績評価基準により合格した者に、当該学年末に別に定める所定の単位を付与する。

ただし、総合講義単位認定試験に合格した者については、試験終了後の教授会の判定後に、別に定める所定の単位を付与する。

2 卒業研究の単位は、第5学年及び第6学年の成績を総合的に評価し、合格と判定された者に、第6学年修了時に付与するものとする。

第6章 進級及び卒業

(進級)

第18条 進級判定は、別に定める進級判定基準に基づき、学年末に教授会の議を経て行う。

2 進級判定は、必修科目及び選択科目の成績評価に基づき行うものとし、自由科目は対象としない。

3 進級不可と判定された者は留年とし、学籍に記載する。

(卒業)

第19条 卒業の可否は、学則第18条第2項に規定する所定の授業科目（自由科目は除く）を修得した者について、教授会の判定を経て学長が決定する。

第7章 雑則

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学部長が行う。

(雑則)

第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定にかかわらず、平成24年度以前入学者であって、いずれかの学年で留年したものについては、次の表の○印を付した学年にもこの規程を適用する。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度以降
第1学年	○	○	○	○	○
第2学年	○	○	○	○	○
第3学年		○	○	○	○
第4学年			○	○	○
第5学年				○	○
第6学年					○

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。（第3学年単位認定試験の改正）
- 2 従前の「岩手医科大学薬学部履修試験規程」と題する規程は廃止する。
- 3 この規程の施行日以後は、平成24年度以前の入学者についても、この規程が適用される。

(様式1)

再 試 験 願

岩手医科大学
医学部長
歯学部長
薬学部長
看護学部長
殿

平成 年 月 日
(医 歯 薬 護) 学 部 年 番
学籍番号
氏 名 ㊟

平成 年度 (前期 ・ 後期) の下記科目について合格できませんでした。
つきましては、再試験を実施下さるようお願いいたします。

記

	科 目 名	授業科目担当責任者名		科 目 名	授業科目担当責任者名
1			8		
2			9		
3			10		
4			11		
5			12		
6			13		
7			14		

合計 科目 (円)

※1科目 2,000円

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付

(様式2)

追 試 験 願

岩手医科大学
医学部長
歯学部長
薬学部長
看護学部長
殿

平成 年 月 日
(医 歯 薬 護) 学 部 年 番
学籍番号
氏 名 ㊦

平成 年度 (前期 ・ 後期) (定期 ・ 再) 試験を下記の事由により受験できませんでした。つきましては、下記科目について追試験を実施下さるようお願いいたします。

記

欠席科目名	授業科目担当責任者名	欠席科目名	授業科目担当責任者名
1		5	
2		6	
3		7	
4		8	

合計 科目 (円)
※1 科目 500 円

事 由 (具体的に記載のこと)

(注) 1. 理由書 (病気等の場合は医師の診断書、その他明確な理由書) を添付すること。

証紙貼付

(様式3)

単位認定試験願

岩手医科大学 薬学部長 殿

平成 年 月 日

薬学部 年 番

学籍番号

氏名 ⑩

平成 年度において下記授業科目に合格できませんでした。
つきましては、該当科目の補習授業に出席いたしますので、単位認定試験を実施くださる
ようお願いいたします。

記

番号	科目名	科目担当責任者名
1		
2		

合計 科目 (円)

※1科目2,000円

証紙貼付

証紙貼付

(様式4)

総合講義単位認定試験願

岩手医科大学 薬学部長 殿

平成 年 月 日
薬学部 年 番
学籍番号
氏名 ⑩

平成 年度において総合講義に合格できませんでした。
つきましては、当該科目の補習授業に出席いたしますので、総合試験単位認定試験を実施
くださるようお願いいたします。

以上

証紙貼付